

議案第 73 号

加西市病院事業管理者の給与等に関する条例の制定について

加西市病院事業管理者の給与等に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 21 年 9 月 1 日提出

加西市長 中 川 賀 三

加西市病院事業管理者の給与等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定により病院事業管理者（以下「管理者」という。）の給与等について定めることを目的とする。

(給与)

第2条 管理者の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当及び期末手当とする。

(給与の額)

第3条 管理者の給料の月額は、722,000円とする。

2 前項に定めるもののほか、その他の給与に関しては、一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第38号）の適用を受ける職員の例により算定する。ただし、期末手当の額は、特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第17号）の例による。

(給与の支給方法等)

第4条 管理者に対する給与の支給方法等は、一般職の職員の例による。

(勤務条件)

第5条 管理者の勤務時間その他の勤務条件については、加西市病院事業企業職員の例による。

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。

(審議資料)

市立加西病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、特別職となる病院事業管理者の給与等を、現状を踏まえて規定するもの。